



令和3年度（10月1日採用）

川口市職員採用試験案内

福祉・土木・保健師

## 1 募集内容

募集職種	採用予定人数	主な職務内容
福祉	数名	福祉部や子ども部などにおいて、福祉のケースワーク、援助等専門的な業務に従事します。
土木	数名	市長事務部局などにおいて、土木の専門的な業務に従事します。
保健師	数名	保健所などにおいて、保健指導や保健衛生などの専門的な業務に従事します。

【第1次面接試験・筆記試験】 令和3年7月25日（日）

【受付期間】 令和3年6月25日（金）～7月9日（金）（消印有効）

※受付は郵送のみとなります。必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。

### 問い合わせ先

川口市総務部職員課人事係

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話048（258）4804

## 2 受験資格

募集職種	学歴・資格等		年齢
福祉	大学卒	社会福祉士、社会福祉主事のいずれかの資格（社会福祉主事については任用資格）を有する方	平成2年4月2日以降に生まれた方
	短大卒		
	民間等職務経験者	民間企業などにおける福祉関係の業務経験（相談・援助業務等）の期間が5年以上あり、社会福祉士の資格を有する方	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
土木	大学卒	学校教育法による大学で土木の専門課程を専攻し卒業した方	平成2年4月2日以降に生まれた方
	短大卒	学校教育法による短期大学で土木の専門課程を専攻し卒業した方	
	高校卒	学校教育法による高等学校で土木の専門課程を専攻し卒業した方	
	民間等職務経験者	民間企業などにおける土木工事の職務経験（設計、施工管理等）の期間が5年以上あり、1級土木施工管理技士、技術士（建設部門・上下水道部門）、土地区画整理士のいずれかの資格を有する方	昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方
保健師	保健師の資格を取得した方		昭和56年4月2日以降に生まれた方
	民間等職務経験者	民間企業等における保健師の職務経験の期間が5年以上ある方で、保健師の資格を有する方	

※令和3年度に実施した川口市職員採用試験を受験された方は、今回の試験で同一職種を受験することはできません。

- (1) 学歴区分は、大学を卒業した方は「大学卒」、短期大学を卒業した方は「短大卒」とし、高等学校を卒業した方、大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験に合格した方は「高校卒」とします。
- (2) 学校教育法に定める専修学校・各種学校（年間授業時間数が680時間以上の学校）を卒業した方で次の要件に該当する方は原則としてそれぞれ「短大卒」、「高校卒」の学歴区分とします。
  - ア 短大卒
    - (ア) 専修学校については、修業年限2年以上の専門課程を修了し、卒業した方
    - (イ) 各種学校については、高校（3年）卒を入学資格とする修業年限2年以上の課程を修了し、卒業した方
  - イ 高校卒
    - (ア) 専修学校については、修業年限3年以上の高等課程を修了し、卒業した方
    - (イ) 各種学校については、中学卒を入学資格とする修業年限3年以上の課程を修了し、卒業した方
- (3) 中学卒を入学資格とする修業年限5年（商船学科は5年6月）の高等専門学校を卒業した方は短大卒の学歴区分とします。

(4) 職務経験について

ア 職務経験には会社員や公務員などとして、週30時間以上の勤務を1年以上継続した期間が該当し、これらの職務経験期間が令和3年6月末までに通算5年以上あることを要します。なお、正規、非正規などの雇用形態は問いません。

イ 職務経験が複数ある場合は通算できますが、同一期間内に複数箇所で勤務した場合には、通算できる職務経験はいずれかひとつのみです。

ウ 休業など（育児休業、介護休業など）により実際の業務に従事しなかった期間については、職務経験期間に通算できません。

エ 最終合格発表後に職歴証明書を提出していただけます。

(5) 次のいずれかに該当する方は応募できません。

ア 日本の国籍を有しない方

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

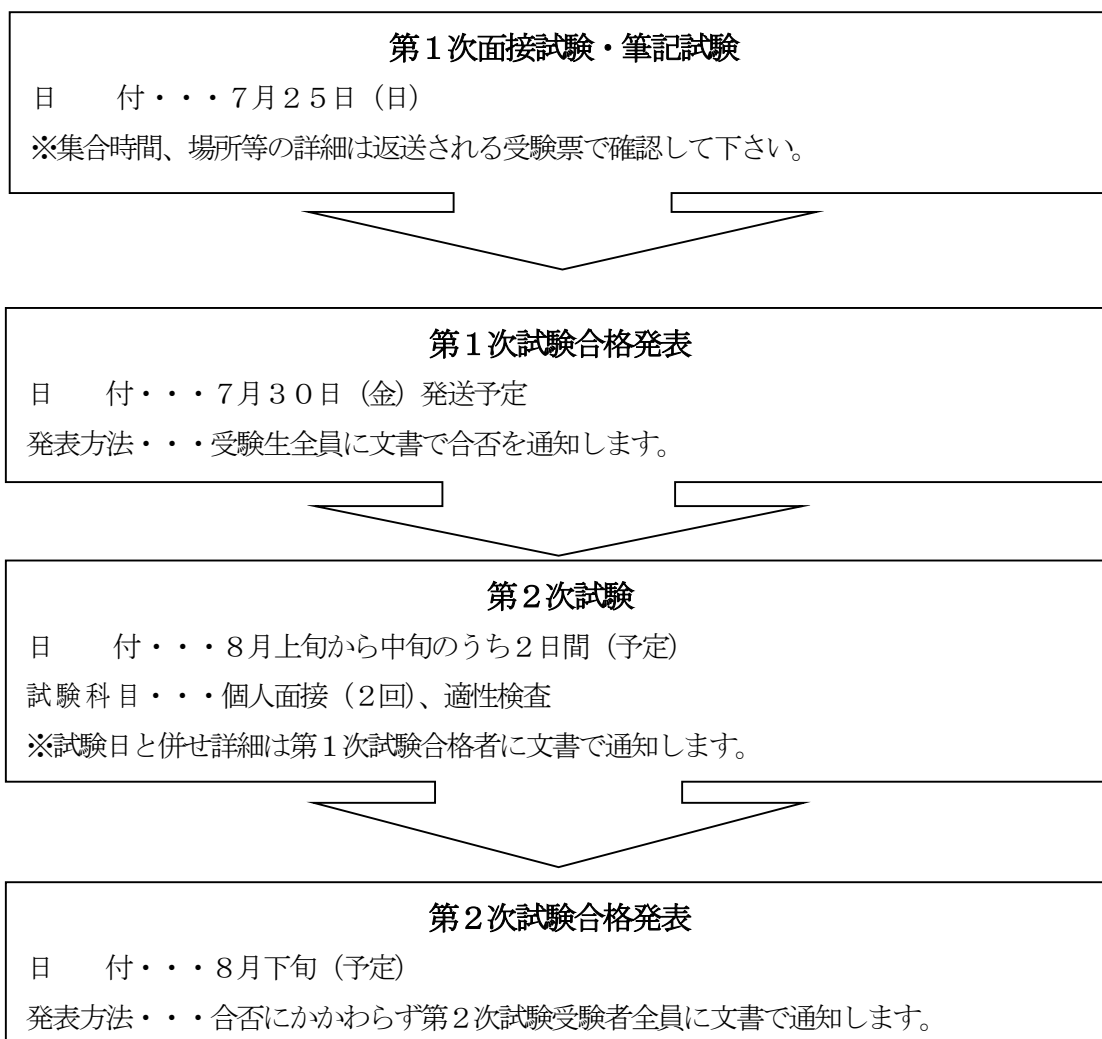
ウ 川口市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない方

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

(6) 提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。

### 3 試験の日程及び流れ

(1) 試験の流れ



## 試験当日の注意点

- ※第1次試験の当日は、受験票、鉛筆（HB 3本以上）、消しゴムを必ず持参してください。
- ※試験会場には駐車場がありませんので、自家用車での来場はご遠慮ください。
- ※試験会場の敷地内で電子機器類の使用はご遠慮ください。
- ※試験会場は敷地内全面禁煙です。道路等への空き缶やタバコの投げ捨ては、絶対にしないでください。
- ※試験日等に採用試験会場周辺（最寄り駅やバス停等）で、採用試験受付と称し、合格通知の郵送代等として金銭を要求する行為は川口市とは一切関係ありませんのでご注意ください。

## 合格発表についての注意点

- ※第1次試験の合否の確認は、電話照会には応じられませんので、あらかじめご了承ください。
- なお、8月4日（水）を過ぎても合否の通知が届かない方は、職員課人事係までお問い合わせください。

## （2）試験内容

### 【 第1次試験 】

職 種	試験科目	時間	内 容
全職種 (民間を除く)	面 接	約10分	人物についての個人面接による試験
土木 (大学卒・短大卒)	専 門	120分	必要な専門的知識についての択一式試験
土木(高校卒) 保健師	専 門	90分	必要な専門的知識についての択一式試験
福祉	教 養	120分	公務員として必要な一般的知識及び知能についての択一式試験
全職種(民間)	書類審査		提出課題についての審査 ※詳細は、〈提出課題について〉を参照ください。

## <提出課題について> ※民間等職務経験者のみ

下記に従って、作成及び提出してください。

課 題	川口市職員採用試験を受験するにあたり、「あなたのこれまでの職務経験を、川口市の職員となった場合どのように活かせるか」について、自己PRを含めて述べること。
形 式	自由（Word文書、手書き等）
書 式	横書き
用 紙	A4用紙縦
字 数	800字以上1000字以内
提出方法	申込書等と必ず一緒に提出してください。
そ の 他	<u>用紙の右上に、氏名を必ず記入してください。</u> 申込期間中に課題が提出されなかった方は、以後の試験を受験できません。

## 【 第2次試験 】

職 種	試験科目	内 容
全職種	適性検査	職務遂行上必要な資質及び適性についての検査
	個人面接	人物についての個人面接による試験

※第2次試験の試験科目、内容については令和3年6月現在の予定です。正式な試験内容などについては第1次試験合格者に対して文書で通知します。

### 4 合格から採用まで

- (1) 第2次試験の合格者は、採用候補者名簿に登載し、成績順に採用を決定します。
- (2) 採用は、令和3年10月1日以降となります。ただし、欠員状況等によっては、採用日前に採用される場合もあります。
- (3) 次の事項に該当する場合は、採用候補者名簿から削除されます。
  - ア 提出した書類に虚偽があった場合
  - イ 心身の故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかとなった場合
  - ウ その他、任命権者が不適当と認めた場合

### 5 申込手続き及び受付期間

受付 (郵送のみ)	期 間	令和3年6月25日(金)～令和3年7月9日(金)(消印有効)
	申込先	〒332-8601 川口市青木2-1-1 川口市役所 総務部職員課人事係 封筒の表面に「職員採用試験申込書在中」と朱筆してください。
提出書類		○川口市職員採用試験申込書(写真を貼付すること) ○受験確認票(写真を貼付すること) ※写真は、たて4cm×よこ3cm・上半身脱帽正面向き・3ヶ月以内に撮影したもの ○受験票(63円切手を忘れず貼付すること) ○提出課題(民間経験等職務経験者のみ)
注意事項		・ <u>受験票の裏面に必ず切手を貼り、あて先を記入してください。</u> ・ <u>必ず特定記録又は簡易書留で郵送してください。</u> (これによらない場合の事故については責任を負いません。) ・申込書は、記入もれのないよう正確に記入してください。 ・ボールペンはインクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限りません。 ・提出書類を忘れずに同封してください。 ・提出された書類は返却いたしません。 ・提出されたすべての書類について、虚偽の記載があった場合、内定取消になることがありますのでご注意ください。 ・7月19日(月)を過ぎても受験票が届かない方は、職員課人事係までお問合せください。

## 6 勤務時間・休暇・給与等（令和3年4月現在）

- (1) 勤務時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分
- (2) 休 日 土曜日、日曜日及び祝日並びに12月29日から翌年1月3日まで  
※配属課所によっては業務の内容により、上記（1）、（2）と異なる勤務時間及び休日が適用されます。
- (3) 休 暇 年間20日の年次有給休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇、結婚・出産・忌引等の場合に与えられる特別休暇等があります。

### (4) 給 与

#### ア 予定初任給（地域手当を含む）

福祉・土木

大学卒	205,683円程度
短大卒	185,518円程度
高校卒	172,765円程度

保健師

233,369円程度

※民間企業等での勤務経験については、本市所定の基準により経歴換算します。

※獣医師については受験要件の国家資格を取得してからの経歴換算になります。

※社会変動等により、上記金額が変更になることがあります。

#### イ その他

アの他、支給要件に該当する場合、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給されます。

### (5) 福利厚生等

#### ア 各種共済制度

職員やその扶養家族が病気のときの医療給付、出産・災害等の場合の給付があります。また、住宅の新築、自動車購入などの資金の貸付制度があります。

#### イ 健康管理

定期健康診断、健康相談、人間ドック助成制度など職員の健康管理を行っています。

#### ウ その他

(ア) 職員やその家族が保養施設やレクリエーション施設を利用できます。

(イ) 野球、テニス、スキー、サッカーなどの体育系クラブと茶道、囲碁などの文化系クラブがあります。

### (6) その他

地方公務員法の規定により、職員の採用はすべて条件付採用となり、6ヶ月間良好な成績で勤務したときに正式採用となります。